

令和 7 年 第 2 回

いなべ市議会 臨時会 議案

令和7年第2回臨時会提出議案

議案番号	件名	議決要領
承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて(いなべ市税条例の一部を改正する条例)	
承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて(いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
議案 第31号	財産の取得について(公立学校タブレット端末購入)	
	以下余白	

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて
(いなべ市税条例の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 7 年 4 月 15 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

処分理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）の施行により、軽自動車税種別割の標準税率の区分が見直されたこと、マイナ免許証の運用開始に伴い身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免申請手続が見直されたこと、マンションの長寿命化に係る固定資産税の減額措置について申告手続が見直されたこと等に伴い、いなべ市税条例について、専決処分により所要の改正を行った。

専決第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

いなべ市長 日 沖 靖

いなべ市税条例の一部を改正する条例

いなべ市税条例（平成15年いなべ市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット
以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「同条第15項」を「同法第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第147条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間

内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後のいなべ市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

(いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 7 年 4 月 15 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

処分理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 119 号）の施行により、国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額が引き上げられること及び国民健康保険税の減額対象世帯が拡大されることに伴い、いなべ市国民健康保険税条例について、専決処分により所要の改正を行った。

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

いなべ市長 日 沖 靖

令和 7 年 3 月 31 日専決

令和 7 年 3 月 31 日公布

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

いなべ市国民健康保険税条例（平成31年いなべ市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に、「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に、「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のいなべ市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 3 1 号

財産の取得について (公立学校タブレット端末購入)

次のとおり、財産を取得しようとする。

令和 7 年 4 月 1 5 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 取得目的
公立学校タブレット端末購入（8 0 0 台）
- 2 取得方法
随意契約
- 3 取得価格
4 4, 0 0 0, 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 4, 0 0 0, 0 0 0 円)
- 4 相手方
三重県松阪市字地蔵裏 3 5 3 番地 1
株式会社松阪電子計算センター
代表取締役 瀬野 喜久

提案理由

国の公立学校情報機器整備事業費補助金を活用し、市内小中学校の児童、生徒及び教職員が使用するタブレット端末を購入しようとするもので、予定価格2,000万円以上の動産の買入れについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びこれに基づくいなべ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年いなべ市条例第45号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。